

学校体育施設利用者心得

- ◆本心得を確認いただき、使用場所が学校教育施設であることをご理解の上、学校体育施設開放事業が円滑に行われるようご協力をお願いします。
- ◆本心得については、利用責任者において関係者へ周知徹底を図ってください。

【各小学校体育館・運動場】

- ◆自転車、単車、自動車は必ず駐車場及び指定された場所に置くこと。
- ◆駐車場スペースが限られているため、出来るだけ徒歩、自転車、単車での施設利用に心がけること。
- ◆利用者は、必ず応急処置用の救急箱を用意し携帯すること。
- ◆学校内での飲食は原則として禁止。
- ◆学校の敷地内及びその周辺（正門前付近など）での喫煙は行わないこと。（健康増進法の規定により学校の敷地内は全面禁煙です）
- ◆使用後の清掃は必ず行うこと。また、持ち込んだごみ等は責任をもって持ち帰ること。
- ◆運動場を利用する際、金属製のスパイクは使用しない。
- ◆運動場を利用後、必ず原状復旧し、運動場の整備を行うこと。
- ◆雨天時並びに降雨後の利用に際しては、利用者の一般常識により使用すること。
- ◆体育館を利用する際、上履き、または体育館シューズを必ず使用すること。
- ◆体育館内において、暖房器具などの使用はしないこと。
- ◆利用責任者は、関係者の監視を徹底し、使用場所以外に出入りしないよう細心の注意をはらうこと。
- ◆決められた時間内に後片付けをし、速やかに校内から退出すること。
- ◆使用時間以前には学校内へは入らないこと。
- ◆当該施設の鍵の管理並びに戸締り等については、使用責任者が行うこと。
- ◆使用責任者は、使用毎に連絡事項等（箱に添付）について確認を行い、関係者に周知徹底を行うこと。

【斑鳩南中学校サブグラウンド】

- ◆使用後の水道栓は必ず閉めること。
- ◆使用後はグラウンド内を整備し、持ち込んだごみ等は責任を持って持ち帰ること。
- ◆学校の敷地内及びその周辺（正門前付近など）での喫煙は行わないこと。（健康増進法の規定により学校の敷地内は全面禁煙です）
- ◆金属製のスパイクは使用しないこと。
- ◆車は必ず所定の場所へ駐車すること。（事前に中央体育館へ駐車場の鍵を受領すること）

※本心得が守られていない場合は、施設の使用の停止またはスポーツクラブ登録の承認を取り消す場合があります。